

条例の制定・改正

母の死亡・母の生死の不明を追加
ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(全員賛成で可決)

福岡県公費医療費支給制度のひとり親家庭等医療費支給事業県補助金交付要綱の変更に伴い、ひとり親家庭等医療費支給対象者に、新たに「母が死亡した児童」、「母の生死が明らかでない児童」が追加されたことにより、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部が改正されました。

豊翔館(ほうしゅうかん)に校名変更
町立学校設置条例等の一部を改正する条例

(全員賛成で可決)

平成23年4月1日より、鞍手分校の名称を「鞍手町立豊翔館」とするため、鞍手町立学校設置条例の一部が改正されました。また、これに伴い、鞍手分校授業

料等徴収条例及び鞍手町立学校教育施設使用に関する条例の一部も改正されました。



平成23年4月1日から校名が変更される鞍手分校

議会政務調査費の減額
(月額2万円→1万円)
議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例

(全員賛成で可決)

政務調査費は、議員の調査活動のために有効に活用されるべきであり、町の財政事情や返還金の有無の問題で削減するべきではないという意見もありました。しかし、議員の調査活動を

損なうことがないよう配慮し、改選後に更に検討することとし、暫定的に2カ年削減する議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例が制定されました。

政務調査費が減額される期間は次のとおりです。

平成23年4月30日から

平成25年3月31日まで

費用弁償の削減

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(全員賛成で可決)

議会関係(本会議、常任委員会、特別委員会等)の費用弁償については、議員報酬が支給されているため、来年度から町外に出務したときに限り費用弁償を支給し、町内の出務については支給しないこととしたことから、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部が改正されました。

新しい人事

人権擁護委員の推薦に同意

人権擁護委員 栗田睦子氏(中山)の任期が、平成23年3月31日で満了となります。その後任として菊地愛子氏を推薦することに同意しました。



菊地 愛子氏 (61歳)

弥生三丁目136番